

宮古管内浜の活力再生・成長促進交付金（避難誘導計画策定）業務委託 特記仕様書

第1条 適用範囲

この特記仕様書は、「宮古管内浜の活力再生・成長促進交付金（避難誘導計画策定）業務委託（以下「本業務」という。）」について必要な事項を定めるものであり、この仕様書に記載のない事項は「漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書」（令和6年4月水産庁漁港漁場整備部）、「設計業務等共通仕様書」（令和6年10月1日以降適用・岩手県県土整備部）によるものとする。

第2条 業務目的

本業務は、今後発生が想定される津波を対象として、漁港内からの避難誘導を円滑に行うための計画を策定するものである。

第3条 業務箇所

下記に示す県営漁港4箇所

- ・ 田老漁港（宮古市田老町地内ほか）
- ・ 大沢漁港（下閉伊郡山田町大沢地内ほか）
- ・ 大浦漁港（下閉伊郡山田町大浦地内ほか）
- ・ 船越漁港（下閉伊郡山田町船越地内ほか）

第4条 委託期間

本業務の委託期間は、150日間とする。

なお、委託期間には、作業日数、準備日数、後片づけ日数のほか、休工日（土曜日、日曜日、祝祭日、天候による休工日、連休等）を含むものである。

夏季休暇 8月14日～8月16日 3日間

年末年始 12月29日～1月3日 6日間

第5条 業務概要

- ・ 避難誘導計画策定 4漁港

第6条 業務内容

(1) 計画準備

業務を行うに当って事前に業務の目的および内容を把握し、業務の手順および遂行に必要な事項を企画立案する。

(2) プログラムの修正

津波避難シミュレーションに使用するプログラムを決定し、避難者が適切な避難経路を選択する、自動車と歩行者の避難を同時に考慮するなど、実態にあ

ったシミュレーションが行えるよう、必要に応じプログラムを修正する。

(3) 条件の設定

ア 条件の設定

業務内容を検討し、項目の諸元、対象時間等の計算ならびに調査設計計画に必要な条件（徒歩、車両、歩車混合）を設定する。

イ データの作成

電算インプットをするために必要な入力条件等を集計分析し、入力データシートを作成する。

ウ テストラン

開発改良および修正されたプログラムでテスト計算を行う。

エ テストラン結果の検討

計算結果に基づき既往データと照合、審査、妥当性を検討する。

オ 演算

テストラン結果の検討に基づき、現況および対策の検討を行う。

(4) 現地調査

業務目的を遂行する為に必要な現地調査、実態調査（関係市町村及び漁協等へのヒアリングを含む）および人流、車両等の観測から避難時間の計測を行う。

(5) 解析・検討

ア 結果の整理

計算結果を整理し、解析に必要な基礎資料、図面等を作成する。

イ 結果の検討

調査したデータに基づき項目ごとに問題点を抽出し、具体策等の内容把握、内容解析・検討を行う。

検討結果を踏まえ、総合検討、総合評価を行うとともに避難誘導経路及び避難誘導標識等の配置計画を策定し、成果の取りまとめを行う。

第7条 協議・打合せ

本業務における事前協議・中間報告1回・最終報告時の計3回とする。打合せ時には管理技術者が立ち会うものとする。

第8条 成果品

報告書は電子納品2部、紙成果品1部とする。電子納品に関する仕様は別添「電子納品特記仕様書」によるものとする。

第9条 管理技術者

設計業務等委託契約書付属条件第3号で定める管理技術者は次の各号のいずれかの資格を有する者とする。

①技術士・総合技術監理部門（水産-水産土木）

②技術士・水産部門（水産土木）

③R C C M（水産土木）で、漁港計画業務における管理技術者の実績を有する者

④大学又は高等専門学校卒業後、水産土木業務の経験が20年以上で、漁港計画業務における管理技術者の実績を有する者

⑤高等学校又は専修学校卒業後、水産土木業務の経験が25年以上で、漁港計画業務における管理技術者の実績を有する者

第11条 資料の貸与

業務の実施にあたり必要な資料については打合せによるものとする。

第12条 その他、定めなき事項

本特記仕様書に明示されていない事項や疑義が生じた場合には担当調査員と協議のうえ、実施するものとする。

電子納品特記仕様書〔業務〕

1 適用

本業務は、電子納品の対象業務とする。

電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、岩手県電子納品ガイドライン（以下、「岩手県ガイドライン」という。）及び国が策定している電子納品要領・基準等（以下「国の要領等」という。）に基づいて作成した電子データを指す。

2 電子納品実施区分

本業務における電子納品の実施区分は、次のとおりとする。

- (○) 本業務は、電子納品を「義務」として実施する。

() 本業務は、電子納品の実施を受発注者間の「協議」により決定する。

※いずれかに「○」を記入すること

3 電子納品対象書類

〔土木、農業農村整備、治山林道、水産、企業局関係〕

本業務において、電子納品対象書類を「義務」又は「協議」とする区分は、下表のとおりとする。

フォルダー	書類名	作成者		備考
		発注者	受注者	
REPORT	報告書		○	
DRAWING	図面		○	
PHOTO	写真		○	
SURVEY	測量		—	

※ 作成者欄の「○」は義務を示す。

※ 上記以外の書類については、受発注者間の協議によって決定する。

※ 岩手県ガイドラインで定めているものの他に、電子納品が必要な書類がある場合は、上表に記載すること。

4 電子成果品は、岩手県ガイドライン及び国の要領等に基づいて作成し、電子媒体（CD-R）で2部提出すること。

5 電子成果品を提出する際は、電子納品チェックシステム・SXFブラウザ等による成果品のチェックを行い、エラーがないことを確認するとともに、確実にウィルスチェックを実施したうえで提出すること。

6 電子成果品を提出する際には、「電子媒体納品書」を作成し、電子媒体と併せて提出すること。

電子媒体納品書〔業務〕

令和 年 月 日

様

受注者
住 所
氏 名

管理技術者氏名 印

下記のとおり電子媒体を納品します

記

業務名				TECRIS 登録番号	
電子媒体 の種類	規格	単位	数量	納品年月	備考
CD-R	ISO9660 (レベル 1)	部		令和 年 月	

〔備考〕

- 電子納品チェックシステムによるチェック
 - ・電子チェックシステムのバージョン：__ . __ . __
 - ・チェック実施年月日：令和__年__月__日
- CD-R が複数となる場合のそれぞれの内容
 - ・1／○：__
 - ・2／○：__